

外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇
等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 7 日

さいたま市人事委員会委員長

白鳥敏男

さいたま市人事委員会規則第 13 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例施行規則（平成 14 年さいたま市人事委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(一般の派遣職員の給与等) 第 3 条 一般の派遣職員（条例第 4 条第 1 項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受ける <u>全てのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するもの並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 2 項に規定する在宅勤務等手当に相当するもの並びに在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和 27 年法律第 93 号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により在外公館に勤務する外務公務員に支給される子女教育手当に相当するものを除く。</u> 以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に <u>外務公務員給与法</u> の規定により <u>同行子女手当</u> が支給されることとなる職員については、 <u>同行子女</u> に係る	(一般の派遣職員の給与等) 第 3 条 一般の派遣職員（条例第 4 条第 1 項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受ける <u>すべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。</u> 以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に <u>在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和 27 年法律第 93 号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当</u> が支給されることとなる職員については、 <u>配偶者</u> に係る分を除く。）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支

分を除く。)の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる住居手当並びに在勤基本手当、在外住居手当、同行配偶者手当、同行子女手当及び在外単身赴任手当の年額の合計額をいう。以下同じ。)に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに100分の100以内を乗じて得た額とする。

2 [略]

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般の派遣職員が、さいたま市職員の給与に関する条例(平成13年さいたま市条例第42号。以下「給与条例」という。)第4条第5項又はさいたま市教職員の給与に関する条例(平成29年さいたま市条例第21号。以下「教職員給与条例」という。)第5条第5項の規定により標準号給数(給与条例第4条第7項に規定する人事委員会規則で定める基準又は教職員給与条例第5条第7項に規定する教育委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。)を昇給するものとし、さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成13年さいたま市規則第54号)第24条の規定により任命権者が定める成績率又はさいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成29年さいたま市教育委員会規則第27号)第24条の規定により市教育委員会が定める成績率のうち、中位又は標準の成績率の段階が適用される職員であるものとする。

4 第1項に規定する在外住居手当の年額は、当該一般の派遣職員の派遣の日の前日の為替相場(当該前日に外国為替市場が開かれていないときは、その直前の外国為替市場が開かれる日の為替相場)により、本邦の通貨に換算して計算するものとする。

5 [略]

6 条例第3条第1項の規定により一般の派遣職員の派遣の期間が更新されたときは、当該一般の派遣職員の当該更新の日以後の給与は、当該更新の日を派遣の日とみなして前各項の規定を適用して得た額とする。

7 [略]

8 [略]

給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。)に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに100分の100以内を乗じて得た額とする。

2 [略]

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般の派遣職員が、さいたま市職員の給与に関する条例(平成13年さいたま市条例第42号。以下「給与条例」という。)第4条第5項の規定により標準号給数(同条第7項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。)を昇給するものとし、さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成13年さいたま市規則第54号)第24条第1号に掲げる職員であるものとする。

4 第1項に規定する住居手当の年額は、当該一般の派遣職員の派遣の日の前日の為替相場により、本邦の通貨に換算して計算するものとする。

5 [略]

6 条例第3条第1項の規定により一般の派遣職員の派遣の期間が更新されたときは、当該一般の派遣職員の当該更新の日以後の給与は、当該更新の日を派遣の日とみなして前5項の規定を適用して得た額とする。

7 [略]

8 第1項、第6項及び前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、100分の1未満の端数があつてはならないものとする。

9 [略]

--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この規則による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第3条及び次項の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（令和9年3月31日までの間における外務公務員俸給等相当年額に関する経過措置）

- 3 適用日から令和9年3月31日までの間における改正後の規則第3条第1項の規定の適用については、同項中「同行子女手当が支給されることとなる職員については、同行子女に係る分を」とあるのは、「、同行配偶者手当が支給されることとなる職員については配偶者に係る分を、同行子女手当が支給されることとなる職員については同行子女に係る分を、それぞれ」とする。

（適用日から公布の日の前日までの間に派遣の日がある場合の経過措置）

- 4 適用日からこの規則の公布の日の前日までの間に、外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例施行規則第3条第1項に規定する派遣の日、同条第6項に規定する更新の日又は同条第7項の規定により給与の額の計算の基礎となる支給割合を変更した場合における当該変更の事由が生じた日のいずれかがある一般の派遣職員について、この規則の施行に伴い、改正後の規則第3条及び前項の規定をこれらの日に遡及して適用した場合において、同条第1項、第6項又は第7項の規定により決定される給与の額の計算の基礎となる支給割合が、この規則による改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例施行規則第3条第1項、第6項又は第7項の規定により既に決定された給与の額の計算の基礎となる支給割合を下回るときは、当該一般の派遣職員の派遣の期間中、改正後の規則第3条第6項又は第7項の規定により改めて給与の額の計算の基礎となる支給割合を変更する場合を除き、当該既に決定された給与の額の計算の基礎となる支給割合によるものとする。